

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

◇告 示

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

目 次

土地改良事業の認可(六件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

保安林の指定の解除

林業種苗法による生産事業者の登録

土地区画整理事業の終了の認可

土地区画整理組合の設立の認可

河川区域の変更

廃川敷地の生成

◇選管告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体

◇正 誤

昭和五十四年三月十日付鳥取県公報号外第九号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
近 藤 康 人	鳥国医第二、三三六号	昭和五十四年三月十二日
徳 吉 博 康	鳥国業第三九四号	昭和五十四年三月十五日
中 瀬 幸 人	鳥国業第三九五号	〃

鳥取県告示第三百十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(馬場第一地区農業用排水事業、

暗きよ排水事業及び農道整備事業を一体とした) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(馬場第二地区農業用排水事業、暗きよ排水事業及び農道整備事業を一体とした) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(高津地区農道整備) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十一日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(高津地区農業用排水) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(横枕地区農業用排水) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(湖山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十五号

昭和五十四年三月二十日付けで鹿野町から申請のあつた中園地区中園工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年四月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字大ナル一九九八、二〇〇〇の二(以上二筆に

ついて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百二十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百十二	林ひさ子	八頭郡智頭町穂見八八番地	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	林ひさ子苗畑	八頭郡智頭町穂見
二百十三	谷口京子	八頭郡智頭町穂見一三三番地	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	谷口京子苗畑	八頭郡智頭町穂見
二百十四	小谷眞市	日野郡日南町神戸上二三〇一番地	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	小谷眞市苗畑	日野郡日南町神戸上

鳥取県告示第三百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十三条第一項の規定

に基づき、的場土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の住所及び名称
鳥取市大覚寺二一番地 佐々木重夫
鳥取市大覚寺一八番地 西尾 愛治
鳥取市大覚寺一三二番地 西山 永治
鳥取市大覚寺一三四番地 西山 禎一
鳥取市大覚寺一三二番地 西山 信道
鳥取市大覚寺一三一番地 西山 義正
鳥取市大覚寺一三三番地 西山 壽一
- 二 事業施行期間
昭和五十二年八月十六日から昭和五十四年三月三十一日まで
- 三 施行地区
鳥取市の場字下坪、字小寺、字背戸田及び字檜橋の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称
的場土地区画整理事業
- 五 施行認可の年月日
昭和五十二年八月十二日
- 六 終了認可の年月日
昭和五十四年三月三十一日

鳥取県告示第三百二十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十四条第一項の規定に基づき、米子市車尾中島土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市車尾中島土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十四年四月六日から昭和五十六年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市車尾字三番割東、字土橋、字砂ノ下、中島字土橋、字樋ノ口、

字上井手中江、字荒神前、字保治田、字長池の各一部

四 事務所所在地

米子市中町二〇番地 米子市建設部都市計画課内

五 設立認可の年月日

昭和五十四年四月二日

六 事業年度

昭和五十四年度から昭和五十五年度まで

七 公告の方法

事務所揭示場及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

鳥取県告示第三百三十号

日野川水系に係る一級河川日野川の河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のとおり変更するので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「次のとおり」は、省略し、その関係図面を鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百三十一号

河川区域の変更に、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川日野川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十四年四月六日

三 廃川敷地の位置

日野郡江府町大字佐川字岡一〇四五番二〇地先から同字一〇四五番二八地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九、九五七・六九平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、昭和五十四年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年四月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
中嶋武正後援会	谷口 治三	進木 憲治	東伯郡関金町大字大鳥居二〇八の五
永田義春後援会	福羅 禮	永田 初子	東伯郡東郷町松崎二区

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】

正 誤

土谷栄一 鳥取県中部後援会	秋久 勲	牧田 実夫	倉吉市大正町 一〇七五番地
土谷栄一 鳥取県東部後援会	石破 二郎	足立利喜雄	鳥取市二階町一丁目 二〇二番地
大川正夫後援会	松本 隆治	岸本 筆子	倉吉市金森町五二番地
杉根修後援会	中江 豊	山松 巖	倉吉市上米横 四七〇の五
杉原義人後援会	山本 整	太田 泰彦	倉吉市鴨河内 二ノ一〇
津村勝光後援会	水谷 正芳	岡崎 楠夫	倉吉市下田中 四八六の一
長柄正一後援会	瀬尾 一夫	長柄 義人	倉吉市谷二七九
横山一成後援会	三浦 剛	三浦 岑生	東伯郡東伯町字光好一 五五二の一

昭和五十四年三月三十日付鳥取県公報号外第九号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 上 五 基準に関する規則 基準に関する規則の一部を改正する規則